

■勤務条件のルール

知って役立つ労働法

働く人が会社に就職しようとする場合、会社との間で、「働きます」「雇います」という約束＝労働契約が結ばれます。どういう条件で働くかといった契約内容も労働者と使用者の合意で決めるのが基本です。

だからといって、この契約を全く自由に結んでよいとしてしまったらとしたら、実際には弱い立場の労働者にとって低賃金や長時間労働など不利な契約内容となってしまうかもしれません。そうしたことにならないよう、労働者を保護するために労働基準法などの労働法があります。

労働法の保護を受ける労働者には、雇われて働いている人はみんな含まれますので、正社員だけでなく、パートやアルバイトでも「労働者」として労働法の適用を受けます。

(参考資料)

➔ [知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～](#)

就職を控えた学生、若者向けのわかりやすい労働法のハンドブックです。

トピックス [労働契約法の改正について](#)

これだけは知っておきたい労基法

ここでご紹介する内容は労働基準法の一部であり原則です。ご不明な点やさらに詳しいお問合せは島根労働局監督課又は県内の各労働基準監督署までお願いします。

労働契約の原則 ～信義に従って、誠実に～

(労働契約法第3条、労働基準法第106条)



- 労働契約は会社と働く人が対等の立場で結びます。
- 労働契約を結ぶことで、みなさんも会社も労働契約を守り、誠実に権利を行使し、義務を果たさなければなりません。
- 常時10人以上の従業員が働く会社には就業規則というルールブックがあります。就業規則はいつでも見ることができます。

労働契約の内容(労働条件)は必ず確認を!

(労働基準法第15条)



- 会社は仕事の内容や給料、勤務日といった労働条件をみなさんに明示しなければなりません。①契約期間、②仕事の内容、③仕事の時間や休日休憩、④給料、⑤辞めるときの決まりは口約束ではなく必ず書面で確認しましょう。
- 最初に双方で確認しないのは後々のトラブルのもとです。

働いた分は正当な対価を得る権利がある!

(労働基準法第4条、第24条など)



- 会社は給料を、通貨で、直接みなさんに、その全額を、毎月1回以上、一定の期日を決めて支払わなければなりません。お金で支払わずに物を支給したり、労働契約で決められた全額を支払わずに一部を差し引くことは違法です。
- 同じ仕事なら男女同一の給料でなければなりません。

勤務時間は1日8時間、週に40時間以内が原則!

(労働基準法第32条)



- 会社と従業員代表との間の協定がなければ、休憩時間を除き1日8時間、週40時間(法定労働時間)^{※1}を超えて残業させてはならないと定められています。
- 法定労働時間を超える残業については、会社はみなさんに25%増以上^{※2}の割増賃金を支払わなければなりません。(法定労働時間を超えなくても残業した時間分は通常の時間額を支払わなければなりません。)

※1 従業員9人までの商業、映画、演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の場合は1週44時間、1日8時間まで

※2 1か月60時間を超える場合は50%以上(中小企業は努力義務)
法定休日労働については35%増、深夜労働については25%増

有給休暇制度があります!

(労働基準法第39条)



- 週5日以上勤務で6か月連続勤務し、全労働時間の8割以上出勤した人には、会社は年間10日以上の有給休暇を与えなければなりません。
- 週1から4日勤務の方も勤務日数に応じて有給休暇が与えられます。

仕事中のけがや病気は労災保険で！

(労働安全衛生法、労働者災害補償保険法)



- 仕事や通勤でのけがや病気には労災保険が適用されます。労災保険の掛け金は会社が全額負担しています。
- 何よりは労働災害に遭わないことです。このため、会社にはみなさんが労働災害に遭わないように措置する義務がありますが、みなさんも安全や健康の確保に必要な事項を守り、会社が行う措置に協力しなければいけません。

解雇予告は30日前までに！

(労働基準法第20条)



- 解雇を行う際は会社はみなさんに少なくとも30日前に予告をするか予告が無い場合は30日以上平均賃金を支払う必要があります。
- みなさんの方から会社を辞める（退職）場合もいきなり会社に行かなくなることはルール違反です。就業規則などで退職手続きがどうなっているか調べておきましょう*。

* 就業規則に特段の定めがない場合、契約期間が定められていない方は2週間前までに退職の申し出をすれば辞めることができます。契約期間の定めがある方は、契約期間の満了前に退職することは契約違反ですから、やむを得ない場合を除き、契約期間の途中で退職することはできません。